

一般社団法人郡山労働基準協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人郡山労働基準協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県郡山市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、会員相互の連絡提携により労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、最低賃金法等の関係法令の普及に協力するとともに、労務管理の改善、労働災害防止等のための活動推進の円滑な運営を図ることによって、労働者の福祉の増進及び労働生産性の向上並びに産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、その他労働基準関係法令、通達等の普及及び啓発の事業
- (2) 一般労働条件の確保、改善、労働災害の防止、健康保持増進等の普及啓発の事業
- (3) 労働安全衛生、労務管理、賃金及び労災補償に関する調査、研究、指導、顕彰の事業
- (4) 労働安全衛生法及び関係法令、指針、ガイドライン、通達に定める資格付与及び教育の事業
- (5) 業務関係図書及び安全衛生用品資料の斡旋並びに頒布に関する事業
- (6) 会報等の定期刊行に関する事業
- (7) 会員間の連絡及び調整
- (8) 関係官庁及び関係諸団体等の連絡及び連携
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定により、この法人の会員となつた者をもって構成する。

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより入会の申込みをしなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第 4 章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、全ての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後2箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 総会の議長は、会長がこれを務める。

- 2 会長が欠席の場合は、出席した理事のうちから選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(議 決)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順

に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前 3 項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長が当該総会へ出席した理事の中から 2 名を議事録署名人に指名し、議長及び当該議事録署名人 2 名が前項の議事録に署名する。

第 5 章 役員

(役員)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 30 名以上 40 名以内
- (2) 監 事 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち 1 名を専務理事とする。
- 4 第 2 項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、第 3 項の専務理事をもって、同法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は会長を補佐して業務を執行する。
- 3 会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、辞任の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第25条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は会長が務める

2 会長が欠席の場合は出席した理事から選出する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

（議事録）

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第 7 章 資産及び会計

（事業年度）

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（事業計画及び収支予算）

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後2箇月以内に、会長が次の資料を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号から第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿、公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 35 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 36 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 37 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 38 条 この法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 39 条 この法人に事務局を置き、事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は長田康男とする。
- 3 この法人の最初の専務理事は東城忠則とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一

般法人の設立の登記を行ったときは、第 31 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 5 令和 7 年 5 月 16 日開催定時総会による改定は同日より施行する。